

令和7年度 京都市立春日丘中学校 部活動運営方針

部活動係

1 部活動のねらい

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸長し、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする

2 位置づけ

学校教育活動として教育課程外で行われるものであり、生徒会活動の一部に位置づける。

3 部の成立

下記の条件をすべて満たすこととし、準備委員会で検討のうえ職員会議で協議し、校長が決定する。

- ① 活動に必要な部員がいること
- ② 顧問がいること
- ③ 校内に活動場所を確保できること

4 入退部

入部は自由意志により、一人1部とする。また、3年間続けることを原則とする。

(1) 仮入部について

*新1年生および新2、3年生で未入部の生徒

- ①4月当初の指定日の3日間を1年生の部活動体験期間とする。
- ②本入部は保護者、担任の許可をもらい、入部届（部活動紹介の日に配布）を期日までに担任に提出し、部活動ミーティング終了後からとする。

*新2、3年生で既入部の生徒

- ①本入部は保護者、担任の許可をもらい、入部届（始業式の日に配布）を期日までに担任に提出することで認められる。
- ②前年度と違う部活に入部を希望する者は、新担任及び前部活動の顧問と相談のうえ、退部届を提出し、正式に退部になったあと、新しい部活動に入部することができる。

(2) 退部について

退部は、保護者、担任と顧問と充分相談のうえ、退部届を担任に提出することで認められる。

5 運営規定

部活動中は、原則顧問が現場指導にあたり、完全下校を守れるよう終了時刻を考え、指導する。

(1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 活動時間

平日2時間程度、学校の授業がない日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間等）は3時間程度を原則とする。

(3) 活動時間と完全下校時刻

下記のとおりとする。

① 平日（※午前中授業も含む）	16時50分までに活動終了（チャイム）	17時00分完全下校
② 休日	8時45分から活動可	16時00分活動終了 16時30分完全下校
③ 長期休業中 8時30分以降登校	8時45分から活動可	16時00分活動終了 16時30分完全下校

(4) 朝練習等について

朝練習及び練習時間の延長は行いません。

(5) 休養日

- ① 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日の曜日については、原則木曜日に一斉休養日とする。ただし、学校行事等によって他の曜日に振り替えることもある。基本的には前月中旬までに翌月の全校一斉休養日を学校行事予定表において周知する。
- ② 公式戦（連盟、もしくは協会等主催の公的な大会）等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(6) 活動休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

- ① 定期試験の1週間前から試験最終日まで。
- ② 8月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間。

ただし、部活動係、管理職の了承を得て、公式戦（連盟、もしくは協会等主催の公的な大会）の一週間前は活動を認められる。

(7) 部費

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、月500円までを上限とし、必ずその旨を保護者会で周知のうえ、年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。

(8) その他

- ① 校舎内での運動は不可。ただし、体育館前、格技室前、多目的室、昇降口での活動は認められる。
- ② 光化学スモッグが発令された場合は、グランドでの活動を停止し、顧問が指示をする。
- ③ 雷が発生した場合は、速やかに生徒を屋内へ避難させ、部活動係が判断し、顧問に指示をする。
- ④ 休日の活動については、各部で所定のホワイトボードに活動時間、または場所を記入する。
- ⑤ 校外で活動する場合、活動日の一週間前までに「校外活動届」を作成し、教頭先生にメールで提出する。
- ⑥ 公式戦等で応援に行く生徒は通学服を着用させる。
- ⑦ 公式戦での保護者の車の乗り入れは禁止。保護者にも周知連絡する。
- ⑧ 顧問が転勤し、顧問不在となったクラブは3月31日までは顧問が現場指導できる場合のみ、活動を認める。4月1日以降は、着任式終了後より活動が認められる。

6 外部のクラブチームに入っている生徒の受け入れについて

- ① 外部のクラブチームに入っている生徒が中学校の部活動に入部を希望する場合、以下のことを顧問と保護者と本人が約束することで、受け入れが認められる。
 - ・まじめに部活動に参加すること
 - ・部活動に参加している目的を明確にさせる
 - ・部活動の一員として、活動を参加する自覚をもつ
- ② 中体連の出場資格がない生徒は原則部活動に入部できない。
(例：軟式野球連盟に加盟しているクラブチームに入っている生徒は、野球部に入部できない)

7 健康管理について

- ① 部活動中のけがは必ず部活動顧問、該当学年教員、養護教諭で情報を共有する。
※場合によっては、管理職、教職員全体などで情報を共有する。
※保護者への連絡も行う。
- ② 体調の優れない生徒は帰宅させる。